

茅ヶ崎市市民活動推進条例案

(前文)

私たちのまち茅ヶ崎は、美しい青い海、緑豊かな丘陵地、そして温暖な気候という自然に恵まれ、人びとは時を越えた暮らしの中で歴史を刻み、茅ヶ崎らしいおだやかな気質や文化を培ってきました。

しかし、少子高齢化、価値観の多様化や国際化などによる社会環境の変化は、様々な市民の要望となって現われてきました。市民が真に潤い、豊かさを実感できる地域社会を実現するためには、行政だけではなく多様な主体による新しいまちづくりの仕組みが求められています。

私たちのまちには、様々な社会の課題に対し積極的な取組みを行っている市民、市民活動団体、地域団体、事業者などが数多く存在し、それぞれの特性を発揮しながら、自主的な公益活動を行っています。

このような公益活動は、地域社会にとってかけがえのない財産であり、その果たす役割も大きくなってきました。

これからのまちづくりは、地域社会の多様な主体が公共サービスを創造し担うとともに、それぞれが所有する社会資源を提供し合って役割と責任を明確にし、協働を進める必要があります。

より個性豊かで活力に満ちた市民社会の実現を目指した新しいまちづくりの仕組みを築き、これを次の世代に継承し、発展させていくためにこの条例を制定します。

■ 趣 旨

条例制定の背景を示し、本条例の特徴を明らかにしました。

■ 条例策定委員会の考え方

市民ニーズが多様化していく中、市民が豊かさを実感できる地域社会を実現するためには、これまでのような行政による一律的な公共サービスでは対応しきれなくなってきました。

これからは、地域社会における公共サービス提供の仕組みを、今までとは違う形で創造していく必要があります。

そのためには、市民個人としての活動はもとより、一定の組織・団体としての活動が有効であり、これらの多様な主体が連携し協働することで地域の総合力が発揮され、公共を担う地域の自治力を高めることにつながります。

また、協働による公共サービスの提供にあたっては、それぞれが持つ資源（人・物・知識・情報・金など）を出し合うことが、それぞれが独自に資源を調達し、独自に事業を実施するよりも効率的・効果的作用すると考えることができます。

この条例案では、自主的で自律的な市民活動を行なっている市民や市民活動団体を公共サービスの重要な担い手として位置付け、地域社会を構成する様々な人たちとの協働により、活力ある地域社会の実現に向けて、茅ヶ崎市における市民活動推進の基本的な考え方と施策の方向性を示しました。

(目的)

第1条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本的事項を定め、自主的かつ自律的な市民活動を推進することにより公益の増進を図り、茅ヶ崎市（以下「市」という。）及び市民活動を行うもの並びに事業者（以下この三者を「まちづくりの各主体」という。）の連携と協働により、多様な公共サービスを創造し、もって活力あふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

■ 趣 旨

この条例の制定目的は、市民活動の推進に関する基本理念に加え、茅ヶ崎市、市民活動を行なうもの、事業者の役割や施策の基本事項を定め、市民活動の総合的かつ計画的な推進を図ることであり、市民活動を推進していくことで協働型まちづくりの実現を目指して行くものとなりました。

■ 条例策定委員会の考え方

この条例により、市は市民活動を総合的かつ計画的に推進していくことを明確に示しました。また、市民活動を行うものが、まちづくりの一つの主体として地域社会における公共サービスの担い手であるということを地域社会の共通認識とし、市民活動の推進を通じた公益の増進を図ることとしました。

市民活動を行うものによる公共サービスの提供には、先駆性、個別性、多様性、即応性などの特徴があるほか、市民活動を行うものがサービスを提供する側にも受ける側にもなり得ることから、地域の課題や市民の生の声を反映しやすいといった利点があります。このようなことから、地域社会の課題や市民ニーズに的確に対応した公共サービスを提供する主体として市民活動を行うものの役割は高まってきており、活力あふれる地域社会は、市と市民活動を行うもの、そして事業者の三者が協働することにより実現できるものと言えます。

なお、この条例では、市民活動を行うものの中に個人である市民も含めて考えていますが、この市民の範囲は、市内に在住、在勤、在学しているすべての個人及び市内で市民活動を行う個人としました。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 市民活動 市民及び事業者その他の組織が、自主的、自立的に行う非営利で公益の増進を目的とする活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

エ 公益を害するおそれのあるものの活動

(2) 公益 不特定多数の者の利益及びその他の社会の利益をいう。

(3) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

(4) 協働 まちづくりの各主体が、公共サービスの創造や社会的課題の解決に向けて、協力・連携することをいう。

■趣 旨

この条文で使用されている用語について定義することにより、その用語の示す内容を明らかにするとともに多くの人が条文を読んでも同様な解釈を得られるようにしました。

■条例策定委員会の考え方

この条例でいう市民活動とは、共益的・互助的・生涯学習的なものではなく、不特定多数の者の利益となるものであるということを明確化しました。この定義に基づいた場合、例えば自治会の活動は、共益的な要素が強く、市民活動とは異なる活動と解釈されますが、防災・防犯・緑化推進・環境美化など公益性のある活動を行う際には、市民活動を行う存在となるため、実施する事業内容により、共益的な団体でも公益的な団体になり得ることを示しています。また、市民活動を行う主体は、市民、市民活動団体、事業者を想定しています。

公益については、不特定多数の「人」を対象とした利益だけではなく、環境など「社会一般」を対象とした利益をも含むものとして定義しています。

(基本理念)

第3条 まちづくりの各主体は、市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割と責任を認識し、それぞれの特性を活かした協働によるまちづくりを進める。

2 市民活動の推進にあたっては、その自主性及び自律性を尊重しなければならない。

■趣 旨

茅ヶ崎市、市民活動を行うもの、事業者が市民活動の推進を通じた協働型まちづくりを実行していくにあたって、根幹となる考え方を示しました。

■条例策定委員会の考え方

市、市民活動を行うもの、事業者が市民活動のもつ役割と責任を認識し、それぞれの特性を活かして市民活動の発展に努めることで協働型のまちづくりが実現されるものと考えました。それぞれの特性を活かすということは、言い換えれば適切な役割分担を行うということであり、地域社会全体の仕組みを再構築することをも視野に入れて市民活動を推進すべきです。

また、市民活動は、市民が自由な意思のもとに自発的に行うべきものであり、その社会的な意義を強調するあまり、その自主性や自律性が阻害されることがあってはなりません。このことは、財政的支援などを行う場合においても同様です。市民活動を行うものは、本来、自主努力により財政的にも自立した存在となるべきものと考えますが、茅ヶ崎市内の市民活動をおこなうものの現状を見た場合、安定した財政基盤を持っているものはごく少数であり、現時点では、市民活動の自立化を推進するための財政的支援は不可欠であると言えます。市がこのような支援を行う場合には、憲法89条との整合性を図ることなどを理由として支援の対象に対し、必要以上に干渉していくことも予想されますが、憲法89条の趣旨は、公費乱用の防止と支援の公正性の確保であることから、このことに十分配慮しつつ、自主性や自律性を阻害しないような支援内容を考えていく必要があります。また、支援を受ける側の市民活動を行うものについても支援を受けることによって自らの自律性が阻害されるような過剰な支援は求めないように注意しなければなりません。

(協働して事業を行う場合の原則)

第4条 市と市民活動を行うものとの協働にあたっては、次に掲げる協働の原則に基づき行うものとする。

- (1) 対等の原則 市と市民活動を行うものは、対等の立場で協働すること。
- (2) 公開の原則 市と市民活動を行うものとの関係、協働の過程及び結果が公開されていること。
- (3) 自主性尊重の原則 市民活動の持つ長所を活かせるよう自主性を尊重すること。
- (4) 自立化推進の原則 相互依存関係に陥ることなく、双方が自立した存在として適切な役割を担えるものであること。
- (5) 目的共有の原則 協働して行う事業の目的を明確にし、共有すること。
- (6) 相互理解の原則 相互の特性や立場を理解し尊重すること。
- (7) 相乗効果の原則 両者が単独、独立により事業を進める以上の相乗効果を生み出すこと。
- (8) 補完性(市民活動優先)の原則 市民活動を行うものが担える公共サービスは可能な限り市民活動団体に委ねること。

2 市は、市民活動を行うものと協働して事業等を行うときは、その当初の段階から市民活動を行うものと協働するよう努める。

■趣 旨

この条例の間接目的でもある協働型まちづくりによる活力あふれる地域社会の実現に向けて、効率的・効果的な協働が行えるよう、市と市民活動を行うものとが協働による事業等を行っていく場合の原則について示しました。

■条例策定委員会の考え方

協働とは、「異なる立場のものが、それぞれの特性を認め合い、活かしながら共通の目的に向けて連携・協力すること」を言い、協働自体は目的ではなく手段にしか過ぎません。この条例において、協働の目的とするところは、単独では生み出せない高い効果のある効率的・効果的な(相乗効果を発揮する)公共サービスの提供です。そしてそれを実現するために市民活動の推進が重要となるのです。

また、協働による事業の実施方法を具体的に考えてみると、①政策立案・事業企画等への参加、②情報交換、・意見交換、③事業委託、④事業共催、⑤事業協力、⑥補助などが挙げられます。これらを踏まえ、協働で事業等を実施する際に茅ヶ崎にとって必要と思われることを協働の原則としてまとめました。各項目ごとの詳細は次のとおりです。

- (1) 対等の原則・・・市と市民活動を行うものが対等な立場に立つことをいいます。市民活動を行うものの特性を活かすためにも、市と市民活動団体は上下関係ではない対等な公共サービスの担い手として認識し、各々の自由な意思に基づいて協働による事業を実施することとします。

- (2) 公開の原則・・・市と市民活動を行うものの関係、協働のプロセスなどが公開されていることをいいます。協働して事業を行う時は、その内容が当事者間だけでなく広く市民や地域社会に公開されていなければなりません。また、一定の要件を満たした団体等であれば、誰もがその事業に参入できる機会が確保されている必要があります。
- (3) 自主性尊重の原則・・・課題に対して弾力的に対応するなど市民活動の持つ長所を生かせるよう自主性を尊重することをいいます。市民活動を行うものが市とは別の視点から、地域に密着した多様な公共的サービスを提供していくことができるように自主性を尊重しなければなりません。
- (4) 自立化推進の原則・・・お互いの特性を生かし、適切な役割分担ができるよう市民活動を行うものの自立化を推進することをいいます。協働による事業で市民活動を行うものの特性を活かすためには、市民活動を行うものが独自の事業を自らの力で展開できる自立した存在であることが望まれます。このため、協働で事業を実施する場合には、市民活動を行うものが自立した存在として事業に取り組むことができるよう、市民活動を行うものの自立化の推進も視野に入れておくことが重要となります。
- (5) 目的共有の原則・・・協働によって解決すべき課題の目的を互いに充分理解し合うことをいいます。様々な社会的課題や多様な市民ニーズに対応した公共サービスを協働により提供していく上で、その目的を双方が共通認識し、協調・協力して取り組まなければなりません。
- (6) 相互理解の原則・・・お互いの特性や立場を理解し尊重することをいいます。市と市民活動を行うものは、判断方法や行動規範が異なる部分も多く、協働による事業を円滑に進めるには、互いの長所、短所を含めた相互理解が不可欠です。
- (7) 相乗効果の原則・・・両者が単独、独立に事業を進める以上の相乗効果を生み出すことをいいます。市と市民活動を行うものが、適切な役割分担による協働を実施することで、受益者に対してより大きな効果を生み出すよう努めるものとします。また、「協働のための協働」によって事業の効果が半減することがあってはなりません。
- (8) 補完性（市民活動優先）の原則・・・市民活動を行うものが担える公共サービスは可能な限り市に優先して市民活動を行うものに委ねることをいいます。市民活動を行うものは、市民の視点で地域に密着したきめ細やかな公共サービスを提供することができることから、市がこれまで独占的に行ってきた行政による公共サービスを、市民活動を行うものとの協働という観点から見直し、市民活動を行うものが担える公共サービスについては、積極的に市民活動団体に委ねていくことが重要となります。

なお、この他、市と市民活動を行うものが協働で事業等を実施した場合には、終了後に必ず検証や見直しを行い、惰性的な相互関係の継続や癒着などによって、協働による事業が特定の市民活動を行うものの既得権益となる事を防ぐとともに市民活動の停滞を招かないよう注意するという事も考慮すべきです。

(市民活動を行うものの役割)

第5条 市民活動を行うものは、その活動の社会的意義と責任を自覚する。

2 市民活動を行うものは、地域社会の担い手として開かれた運営の下に公益的活動を推進し、その活動内容と成果が広く市民に理解され参加が促進されるよう努める。

■趣旨

市民活動を推進し、協働型まちづくりを実現させるためには、地域社会における各主体の役割を明確にする必要があり、本条においては、市民活動を直接的に行う主体である市民、市民活動団体及びNPO法人等に関する基本的な役割を規定しました。

■条例策定委員会の考え方

これからのまちづくりにおいて、市民活動は重要な役割を担い、その社会的責任も大きくなるということを自覚し、自らの責任のもとに市民活動を推進することを役割としました。

また、市民活動が社会的な認知を受けるためにも、活動に関する情報を積極的に公開するなどして、その活動内容と成果が受益者である市民に評価、理解されるものでなければなりません。

市民からの理解と信頼を得ることとさらなる市民活動への参加の促進を図ることとしました。

(市民の役割)

第6条 市民は、市民活動に関する理解を深め、その活動の発展と推進に協力するとともに、自発的に市民活動を通して社会に参加するよう努める。

■趣旨

市民活動を推進し、協働型まちづくりを実現させるためには、地域社会における各主体の役割を明確にする必要があり、本条においては、市民活動を直接的には行っていない市民に関する基本的な役割を規定しました。

■条例策定委員会の考え方

市民活動を推進するためには、より多くの市民が地域社会についての関心を深め、市民活動の意義を理解してその活動を支え、又は担うことが求められます。そのため、市民自らが自発的に市民活動に参加することが理想ですが、参加できない場合であっても市民活動への理解を深め、その発展と推進に協力すること、及び自らができることを考え、行動することを市民の役割としました。

なお、市民活動は、多様な価値観によって展開されることにより、先駆性、独創性などの特色が生まれるものであるため、本条で規定する役割については強制されるものではなく、自発的でなければなりません。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、地域社会の一員として市民活動を行うとともに、広く市民活動を支援するよう努める。

■趣旨

市民活動を推進し、協働型まちづくりを実現させるためには、地域社会における各主体の役割を明確にする必要があり、本条においては、事業者に関する基本的な役割を規定しました。

■条例策定委員会の考え方

事業者は、本来、営利を目的とする事業を行う主体ですが、自らの理念に基づいて自由に活動を支援できる重要なサポーターであり、地域社会を形成する一員でもあるので、自ら市民活動を行うとともにその他の市民活動を推進・支援するよう努めることを事業者の役割としました。

具体的には、事業者が所有する人材、場所、設備、資金等の提供のほか、市民活動を組織的に行うときに必要な組織運営やマネジメントに関する知識の提供なども考えられます。

なお、本条で規定する役割については、強制されるものではなく自発的でなければなりません。

(市の役割及び施策)

第8条 市は、市民活動推進のため、次に掲げる施策を策定し実行するよう努めるとともに、施策の策定、実施、及びその評価に関する情報を公開する。

2 市は、市民活動推進のため、次に掲げる施策の実施に努める。

- (1) 活動の場の提供、拡大及び利用目的の緩和に関すること
- (2) 財政的支援及びその仕組みと運用に関すること
- (3) 情報の収集、提供及び情報交換に関すること
- (4) まちづくりの各主体の交流、連携及び協働の推進に関すること
- (5) 市民活動の啓発及び学習機会の提供に関すること
- (6) 公共を創造、提供する人材の発掘及びその育成に関すること
- (7) 市民活動拠点の機能及び支援サービスの拡充に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市民活動の推進に必要な事項

3 前項(2)の財政的支援にあたっては、次に掲げる事項が確保されること

- (1) 市民活動の支援であること
- (2) 市民活動を行うものの自主性を尊重し、かつ、自立を促進する支援であること
- (3) 支援の決定が、公平かつ公正に行われ、その過程と情報が公開されること
- (4) 支援内容及び支援した活動結果が公開されること
- (5) 財政的支援は、これを既得権としないこと

■趣 旨

市民活動を推進し、協働型まちづくりを実現させるためには、地域社会における各主体の役割を明確にする必要があることから、本条においては、市の役割を規定しました。

また、この条例に基づいて市民活動を推進していくためには、基本的な施策の内容や方向性を示しておくことが、個々の推進施策の具体化につながるものと考え、市が行うべき施策を規定しました。

■条例策定委員会の考え方

市の役割は、市民活動を推進するための制度や環境の整備、そして市民活動の機会づくりであるといえます。施策の策定及び実施にあたっては、市の施策としての合理性と必要性を明確にし、特定の活動分野にとらわれることのない推進策となるよう留意するとともに、市の特定の部課のみで推進するのではなく、市全体として、総合的かつ、重要度及び財政的負担の面などを考慮しながら、実施する必要があります。また、推進策の策定、実施、評価の各過程で情報を公開し、市民合意を形成しつつ、活動の場や交流機会の提供、活動拠点の拡充、財政的支援などに努めなければなりません。なお、列挙した施策のうち、委員会で特に議論となった部分について、次のとおりまとめました。

(活動の場の提供拡大及び利用目的の緩和について)

ここでいう活動の場とは、事務所等として使用する場ではなく、主に市民活動を行うものが会議や打ち合わせなどを行うための場所を想定しています。現状では、この活動の場が市民活動を行うものの利用ニーズに比べて少ないため、既存の公民館、コミュニティセンターだけでなく、学校の空き教室や市役所の空き会議室等公共施設及び空き店舗や事業所の空き会議室等の民間施設を市民活動の場として継続的に使用できる仕組みを検討していく必要があります。また、将来的には、市民活動を行うものが市民活動の推進のために実施する収益事業（非営利目的事業）についても市民活動の持つ公益性や社会的な役割から総合的に考え、公共施設で実施できるよう検討していく必要があります。

（財政的支援及びその仕組みと運用について）

補助金等については、活力あふれる地域社会実現のために、市民活動を行うものの育成と自立化を推進するという視点を持って実施されるべきものであるため、市民活動を行うものが支援に依存し過ぎないように配慮する必要があります。また、現在の市による各種団体への補助金等については、その多くが歴史的経緯と個別的対応により進められてきたものであり、今後は、透明性を持った統一のルールに基づいた支援となるよう、その仕組みを再構築することも考えていく必要があります。

なお、補助金等の制度の仕組みづくりと運用にあたっては、憲法89条の趣旨を損なうことのないよう、補助金等により実施された事業の結果を把握し公表するとともに、一定の条件のもとで全ての団体が公平、公正に補助金等を受ける機会を得ることのできる制度として整備し、開かれた運用をすることが重要です。

(行政サービスにおける参入機会の提供)

第9条 市は、市民活動を促進するため、市民活動を行うものの専門性や地域性等の特性を活かせる分野で、行政サービスの委託等の参入機会の提供に努める。

■趣 旨

市民活動を行うものの特性を活かせる分野における公共サービス参入機会の提供について規定し、多様化する市民ニーズに合った公共サービスを提供するとともに、市民活動を行うものの自立を支援するものとなりました。

■条例策定委員会の考え方

この条文は、市から市民活動を行うものへの事業委託を想定したものです。事業委託では、事業の実施主体は市となり、成果も市に帰属します。このため、事業を受託する側の市民活動を行うもの（NPO法人・市民活動団体）は、下請け的な存在となりがちです。このため、協働のメリットを事業委託に活かすためには、委託する事業の中から、市民活動を行うものが持つ専門性や地域性等の特性を活かせる公共サービスを選別して委託する仕組みや、委託を受ける市民活動を行うものの自主性、創造性が発揮され、より効果的な事業実施のできる仕組みを整備することが必要となります。

市民活動を行うものへの事業委託は、市民活動を行うものの特性を活かすことができはじめて効率的、効果的な協働となり得るため、一般的に民間企業等を想定した契約規則や入札の方法とは違う仕組みを検討しなければなりません。例えば、市が作成する仕様書は、業務の基本的な部分だけにとどめ、市民活動を行うものから事前に独自の企画提案書を提出してもらうことや、プロポーザル方式による委託先の選定などが考えられます。また、市民活動を行うものの資金的な側面に配慮すれば、一定の条件のもとに契約保証金を免除することなども考えていく必要があります。

なお、事業を受託する側の市民活動を行うものについては、事業の受託のみを目的化し、会則等で定めた社会的な使命を忘れることのないよう留意するとともに、市に代わって公共サービスを実施する主体としての責任と継続性などが求められることとなります。

(行政サービスへ参入の場合の登録等)

第10条 市民活動を行うものが、前条の行政サービスへの参入を得ようとする場合は、3人以上の役員を有し、かつ次に掲げる書類を添えて市長に申請し、あらかじめ登録を受けなければならない。

- (1) 規約、会則又は定款（以下「規約等」という。）
- (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所を記載したもの）
- (3) 会員名簿

2 規約等には、次に掲げる事項の記載を必要とする。

- (1) 活動の目的
- (2) 団体の名称
- (3) 活動の内容
- (4) 事務所もしくは事業所又は活動拠点の所在地
- (5) 役員及び会員に関する事項
- (6) 会計に関する事項
- (7) 前各号のほか、団体の運営に関する事項

3 市長は、第1項の申請が市民活動団体の要件に適合すると認めるときは、当該団体を登録（以下「登録団体」という。）し、申請書類又はその写しを公開する。ただし、書類等の公開により、登録団体その他のものに著しい不利益を生ずるおそれがあると認められるときは、その一部を非公開とすることができる。

4 登録団体は、登録内容に変更が生じたとき又は解散したときは、速やかに市長にその旨を届け出る。

5 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。登録を取り消された市民活動団体は、取り消し日から2年間再登録の権利を失う。

ただし、4号の場合はその限りではない。

- (1) 登録団体に該当しなくなったと認めるとき
- (2) 偽りその他不正な手段により登録を行ったとき
- (3) 前項の規定に反したとき
- (4) 登録団体が自主的に登録解消の申請を提出し、受理したとき

■趣旨

第9条に規定する行政サービスにおける参入機会の提供を実施するにあたっては、市はその相手方となる市民活動を行うものについて十分な把握をしなければなりません。このことから、市民活動を行うものの適格性を判断する基準を明確にするため、本条を規定しました。

■ 条例策定委員会の考え方

市民活動を行うものが公共サービスの担い手として市と協働して事業を行おうとする場合には、その業務を成し得るだけの責任と能力が求められます。そのため、少なくとも組織としての形式

的要件や内部規定を有している必要があると言えます。

本条に基づいて提出される申請書類一式は、行政サービスへの参入の相手としてふさわしいか否か判断する材料となります。行政サービスへの参入は、公金の支出につながるため、行政の支援相手又は協働相手は、当然、公益性を有する団体でなければならず、それ以外にも自主性、自立性、非営利性等も求められます。反対に、市民活動の除外事項である宗教、政治、選挙に関する活動は、公益性はあるものの本来行政が推進すべき活動ではなく、支援相手及び協働相手としては除外されなければなりません。

提出された申請書類は、一般に公開されることとなります。これにより、申請書類を提出した市民活動団体を広く市民に周知することになり、市民活動に対する理解と参加の促進にもつながります。なお、市民活動団体の活動内容や構成は頻繁に変更されることも考えられ、変更が生じた際は、速やかに届け出を提出することを義務付けています。これによって、市民活動団体の最新情報を把握することができます。

市民活動団体が申請した内容に偽りが判明した場合、又は本条例の規定に反する場合は、登録を取り消すことを規定しています。宗教、政治、選挙に関する活動を行った場合も登録取り消しの対象となります。これらの取り消しを受けた団体は、2年間登録の権利を失うこととなります。なお、自主的に登録を取り消すことも可能としています。

本条に基づく登録は、茅ヶ崎市が公証するものではなく、また、茅ヶ崎市契約規則に規定する登録に代わるものでもありません。

(市民活動推進委員会)

第 11 条 次に掲げる事項を行うため、市長の附属機関として茅ヶ崎市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 市民活動及び協働の推進並びに市民活動の財政支援の在り方について、市長の諮問に応じ、審議答申すること
- (2) 前号に掲げる事項に関して調査審議し、市長に意見を述べること
- 2 委員会は、毎年度市民活動の推進及び施策の改善事項に関し調査し、報告書を市長に提出する。
- 3 委員会は、必要と認めるときは部会を置いて活動することができる。
- 4 委員会は、15人以内の委員をもって構成し、任期は2年とする。委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。
 - (1) 公募市民
 - (2) 市民活動の経験を有する者
 - (3) 事業者もしくは事業関連団体加入者
 - (4) 学識経験者
 - (5) その他市長が適当と認める者

■趣 旨

この条例の適切な運用により、市民活動や協働を推進していくため、地方自治法第138条の4第3項に基づき、行政機関の附属機関として条例により茅ヶ崎市市民活動推進委員会を設置することを規定しました。

■条例策定委員会の考え方

茅ヶ崎市市民活動推進委員会は、市長からの諮問に応じるだけでなく、諮問を受けていない事項についても、市民活動や協働の推進に関することであれば、委員会が市長に対して、意見を述べるができることとしました。

市民活動推進委員会については、その独立性を担保するために附属機関としてではなく、市から独立した第三者機関として設置することも考えましたが、委員会を独立した第三者機関とした場合、委員会での検討結果が市の施策に反映されにくくなるといったことや、委員個人の責任や負担が増加するという懸念もあり、また、茅ヶ崎市の市民活動を推進するための建議機能を有効に作用させるためには、附属機関という位置付けの方が望ましいということから、附属機関として設置することとしました。

委員会の委員構成は、市民意見の反映、専門的知識の導入などの観点及びこの条例の趣旨、目的に基づき、公募市民、市民活動の経験を有する者、事業者、学識経験者など幅広い委員で構成する必要があります。

委員会の部会活動は、市民活動に関する調査・研究を行い、制度の改善や政策提言を行う等の機能を想定しています。部会メンバーは課題ごとに期間を定めて公募することを考えています。

このような臨時的委員の処遇などの検討課題を討議する必要があります。

委員会が扱う財政支援の在り方とは、支援方策の検討をはじめ支援団体の選定と市長への答申を想定しています。これらを含めた委員会運用規則の制定が不可欠です。

本委員会は、市民活動推進にとって重要な機能を持つと考えています。したがって委員の選考のあり方が肝要ですが、委員会を市長の附属機関と位置づけると、委員選考は行政に委ねられます。これに関しては、条例策定委員会では委員選考の公開性に関して激しい議論がありました。委員選考の透明性を高めるため、策定委員会報告書で委員選考に対し、市民参加の要望を提起することにしました。

(意見等の提出と施策の見直し)

第 12 条 市民活動を行うものは、市民活動の推進及び協働に関わる施策等について、意見もしくは提案を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の意見・提案を受けた場合、必要に応じてその内容を委員会に報告し、施策や計画に反映するよう検討しなければならない。

3 市長は、前項の検討結果について説明責任を負う。

■趣 旨

市民、市民活動を行うもの、事業者は、市民活動に関する施策について市長に意見を提出できることを明記し、また、施策や計画にその意見を反映するよう検討することについて規定しました。

■条例策定委員会の考え方

市民活動の推進に関する重要な事項については、市長の諮問に応じ、市民活動推進委員会が調査審議していくこととなりますが、これ以外にも市民等からの意見を施策に反映できる機会を設けておくことが大切です。市民活動の推進に関して、広く市民等からの意見を採り入れることは、課題の早期発見や問題点の解決にもつながります。

また、このような意見については、通常の広聴としての対応だけにとどめるのではなく、市で検討するとともに市民活動推進委員会に報告し、委員会においても市民提案・意見に対し、中立的立場から対処することとしました。

(委任)

第13条 この条例の施行に関して必要な事項は規則で定める。

■趣 旨

この条例の施行に関して必要な事項については、規則で定めることを規定したものです。

■条例策定委員会の考え方

規則の制定については、この条例に基づき、(仮称)市民活動推進条例策定委員会による報告書を参考とし、必要に応じて定めていくことが想定されます。